

令和8年1月15日

富山県道路公社

重 要

富山県道路公社の発注における入札金額の内訳に関するお知らせ

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。

つきましては、令和8年1月15日以降に公告又は指名通知を行う工事に係る入札については、下記のとおり運用することとしたので、ご留意願います。

令和6年6月14日公布、令和7年12月12日施行

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）

（入札金額の内訳の提出）

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第13条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

〈対象案件〉

入札を行うすべての工事

〈工事費内訳書の提出について〉

材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載した工事費内訳書を入札書とともに提出する。記載が必要となる具体的な経費については、個々の入札案件の工事費内訳書より確認する。

〈適用開始〉

令和8年1月15日以降に公告又は指名通知を行う案件に適用

（事務担当）

富山県道路公社 総務課

工事番号入札参加者

上段は従来どおり
(変更なし)

工事費内訳書（変更後）

工事区分（レベル1） 工種（レベル2）	金額（円）	備考
○○○○		
△△△△△		
□□□□□		
◆◆◆◆◆		
●●●●●		
直接工事費		
共通仮設費計		
純工事費		
現場管理費		
工事原価		
一般管理費等		
工事価格		
消費税相当額		
工事費		

新たに追加となる記載事項

※改正入札契約適正化法の施行により、入札に参加する建設業者は、工事費内訳書に以下の項目を記載することが義務付けられました。

（令和8年1月15日以降に公告又は指名通知を行う公共工事に適用）

その他記載事項

名称	金額（円）	備考
直接工事費のうち材料費		
直接工事費のうち労務費		
現場管理費のうち 建退共制度の掛金		
工事原価のうち 安全衛生経費		
工事価格のうち 法定福利費		現場労働者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険の事業主負担額